

第2回 株式買取価格決定申立事件の手続について

日本大学准教授
吉田純平 Junpei Yoshida

I はじめに

1 株式買取請求制度の意義

本稿では、株式買取決定事件の手続を概観しつつ、同手続に関する若干の問題を検討するものである。反対株主の株主買取請求制度は、昭和25年の商法改正により、アメリカの州会社法に倣って採用されたものであり、株主総会が株主に重大な影響のある決議をした場合、それに反対する少数株主に、一定の手続の下で会社に対して自己が保有する株式の買取を請求する権利を与えるものである¹。株式買取請求制度の趣旨は、一般的に、会社が合併等の基礎的な変更を行おうとする際に、これに反対する株主に会社から退出する機会を保障したものと理解されている²。現行の会社法制定に際して、株式買取請求制度も改正され、たとえば、買取価格については「決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格」から、「公正な価格」（会社法（以下「会社」という。）785条1項など）に変更されたことは注目された。これは、シナジーの分配を株式買取価格の決定において行うこと

を可能にするものとされ、株式買取請求制度の趣旨と機能を大きく変更させた³。すなわち、あるべき組織再編を想定し、そこから逸脱した場合に、株主に救済を与えるという性格が明確になり、同制度は、経営者の組織再編に関する決定を牽制するという機能を有することになる。株式買取請求に係る手続は、これらの制度の機能が十分に果たされるように構成されなければならない。

株式買取請求の手続は、非訟事件手続法で規律される（会社875条参照）。現行の非訟事件手続法は、2011年に制定（2013年施行）された比較的新しい法律であり、この法律に基づいて遂行される株式買取請求に係る手続がどのような審理構造を有しているかをみるのが本稿の目的となる。かつての旧非訟事件手続法では、その第3編（126条から138条の16）において商事非訟事件として規定が置かれていたが、会社法の制定により、これが削除され、会社法第7編第3章に差し替えられた。さらに、現行の非訟事件手続法制定の際に「非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、手続が整備された。会社非訟事件としては、非訟事件手続法の第2編の手

1 アメリカ法における沿革については、深見芳文「アメリカ会社法に於ける株式買取請求権制度」法学論叢64巻5号50頁、伊藤紀彦「アメリカにおける株式買取請求権の発生と発展」中京法学1巻1号257頁参照。

2 制度の導入により、多数決による会社の基礎的変更が正当化され、合併等を円滑に行うことが可能となり、これは多数株主の利益を図る趣旨とも説かれる。神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整（1）～（5・完）」法協98巻6号761頁、同8号1056頁、同10号1296頁、同12号1609頁、99巻2号223頁参照。

3 中東正文「株式買取請求権と非訟事件手続」法政論集223号239頁。